

令和5年12月28日

監理団体
実習実施者 各位

外国人技能実習機構

技能実習生の安全確保へ向けた周知等について（依頼）

外国人技能実習制度の適正な運用につきましては、平素から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染対策に係る入国制限が廃止され、本邦に入国し在留する技能実習生の増加に伴い、技能実習生に関する事故等が増加することも懸念されるため、実習時間中のみならず、私生活においても安全を確保することが重要です。

このため、監理団体及び実習実施者の皆様におかれましては、下記の事項を生活指導員と技能実習生との日頃のコミュニケーションの中で、周知・注意喚起していただき、技能実習生の安全確保に配慮くださいますよう、お願いいたします。

また、技能実習生に渡しております技能実習生手帳や、技能実習生手帳アプリには有益な情報が掲載されておりますので、技能実習生への生活指導等に積極的に御活用いただきますよう、重ねてお願いいたします。

記

1 交通事故の防止について

下記（1）から（3）のとおり、交通ルールを遵守し、交通事故の防止に努める。

（1）基本的な交通ルール

歩行者は右側通行、自動車や自転車、自動二輪、原動機付自転車は左側通行であり、信号機と道路標識に従う。

（2）歩行者の交通ルール

歩行者は歩道や路側帯のあるところでは、これらを利用するとともに、道路を横断する際には信号機のある交差点や横断歩道を横断する。

（3）自転車の交通ルール

自転車は車道を左端に沿って一列で通行するとともに、乗車の際にはヘルメットの着用が努力義務とされていることに留意する。また、二人乗りや夜間の無灯火、飲酒運転等はしない。

2 転落や水難事故等の防止

山や川、海などに行く際は、転落や水難事故等があり得ることに留意する。

例えば、遊泳禁止区域では泳がないことや、ライフセーバーが監視している海水浴場の利用が望ましいこと、スキーでは滑走禁止区域に立ち入らないこと等、基本的な事故等の防止に努める。

3 心身の健康管理

日頃から体調管理に努めるとともに、体調に問題のある場合には早期に病院での受診を心がける。